

ビジネススキル

海外展開する日本企業について、欧州での事業展開はオランダ子会社を拠点とする場合がよく見られます。なぜでしょうか。抽象的にいうと、税務上のメリットが大きいからというところ、税務以外の面のインフラも整っているからという2つの理由があるといえます。

このうち、税務上のメリットについて今後ますます大きくなるだろうと予測させる出来事があります。それは、日本とオランダとの間で新租税条約が間もなく締結されることです。昨年12月に基本合意が締結されて以来、現在、両国間の交渉が最終段階に入っているとされます。正式な締結のタイミングについては日本側は発表していません

知っておこう 国際税務

①

新条約締結で税負担軽く

が、オランダ政府によれば、保有する場合、そのオランダ企業から日本企業に対して支払われる配当について、オランダでの源泉徴収税は全額課されないことになり、従来はその場合に5%の税率で源泉徴収税が課されました。この点の条約改正は、我が国における昨年の税制改革のものです。

正と併せると、非常に大きなメリットが生じる側面があります。その税制改正とは、海外子会社受取配当正とは、海外子会社受取配当は、日本企業が海外子会社から受け取る配当のうち95%については日本で課税(トリートメント)を防止するための「資本参加免税制度」として定められ、個別に条約が適用されるか厳しく判断されるか、また、従来の租税条約を利用した外資系企業の対日投資スキームとして、オランダ法人が日本の匿名組合を利用した場合、これまで条約が締結された後は、日本の親会社に對する配当に金で日本で課税されませんでした。新租税条約ではこの点が封じられることになり、租税条約の点以外にも、

資して配当を受け取る場合、融資して利息を受け取る場合、および知的財産権のライセンスを供与して使用料を受け取る場合について、それぞれオランダでの源泉徴収税率が下がります。特に、日本企業がオランダ企業の50%以上の株式を

	現行条約の源泉徴収税率	新条約の源泉徴収税率
配当	持株比率 ≥ 25%	持株比率 ≥ 50%
	↓ 5%	↓ 免税
	持株比率 < 25%	持株比率 ≥ 10%
	↓ 15%	↓ 5%
		持株比率 < 10%
		↓ 10%
利子	10%	金融機関: 免税 その他: 10%
使用料	10%	免税

ここで日本企業が海外子会社がある場合、オランダに子会社を設立し、オランダ子会社から日本企業に配当を行うというスキームが一般的です。新租税条約は、このスキームをさらに有利にする効果があります。また、従来の租税条約を利用した外資系企業の対日投資スキームとして、オランダ法人が日本の匿名組合を利用した場合、これまで条約が締結された後は、日本の親会社に對する配当に金で日本で課税されませんでした。新租税条約ではこの点が封じられることになり、租税条約の点以外にも、

オランダを欧州拠点に

(村田租税政策研究所 弁護士・加本巨)